

寒川町情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正について

平成 30 年 9 月 27 日付けで寒川町情報公開審査会から寒川町情報公開条例について改善を求める意見書が提出されたことを踏まえ、町情報公開条例及び個人情報保護条例について次のとおり見直しを検討していることから、その当否について意見を求めます。

I 寒川町情報公開審査会からの意見書の概要

1. 町情報公開条例の改正を行うにあたっての要望

- (1) 寒川町情報公開制度運営審議会から審査会に対して事前の意見聴取を行うことができる規定を新設すること。
- (2) 審査手続きの具体的な運用について審査会が審議できる規定を新設すること。
- (3) (2)の審議のために町長が審査会に対して諮問できる規定を新設すること。

2. 情報公開審査会と個人情報保護審査会の同時開催について

審査請求事案のない場合でも、会長の選任などのために審査会を開催することができるよう条例の規定を整備すること。

3. 審査請求人等からの意見書や資料の送付等をしないことについて

審査請求人等から審査会に対して提出された意見書や資料を他の審査請求人等へ送付又は閲覧する際に、第三者の利益を害するおそれがある場合には、部分的な送付又は閲覧ができるよう条例の規定を整備すること。

II 改正にあたっての考え方

意見書は情報公開条例に対する要望であるが、個人情報保護条例についても同様の規定があることから、併せて必要な整備を行う。

1-(1)については、既に学識経験者等に対して意見や資料の提出を求めるができる規定(情報公開条例第25条、個人情報保護条例第37条)があることから、改正を行わない。

1-(2)及び(3)については、2と併せて、審議会又は町長から意見の求めがあったときには審査会を開催し、調査審議できるよう規定を新設する。

3については、提出された意見書又は資料の内容に応じて、部分的な送付又は閲覧もできるよう既存の規定を改正する。

改正案は以下のとおり。

寒川町情報公開条例新旧対照表	P3
寒川町個人情報保護条例新旧対照表	P4
寒川町情報公開条例(改正後全文)	P5～21
寒川町個人情報保護条例(改正後全文)	P22～53

III 今後について

本日の審議会での審議を基に改正案について必要な見直しを行います。その後、寒川町情報公開審査会へ改正案を提示し、意見を求めます。

審査会から改正案に対して意見が提出された場合は、再度、審議会に報告し、改正案の修正の可否について意見を求めます。

審査会から意見がなければ、改正案を確定し、町議会定例会9月会議に議案として上程します。

寒川町情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ (提出資料の写しの送付等)	～略～ (提出資料の写しの送付等)
第21条 審査会は、第18条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。 <u>ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u>	第21条 審査会は、第18条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。
2 審査請求人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)を求めることができる。 <u>この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u>	2 審査請求人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)を求めることができる。
3・4 (略) <u>(加える)</u>	3・4 (略) 5 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料が次のいずれかに該当するときは、当該意見書又は資料の全部又は一部について、写しを送付しない若しくは閲覧を拒否することができる。 (1) 第三者の利益を害すると認められるとき。 (2) その他正当な理由があるとき。
第22条 (略) <u>(加える)</u>	第22条 (略) <u>(意見の提出)</u> 第22条の2 審査会は、第25条の規定により意見の求めがあつたとき、又は審査会の組織及び運営に関することについて町長から意見の求めがあつたときは、調査審議し、その意見を述べることができる。
～略～	～略～
	<u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。

寒川町個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ (提出資料の写しの交付等)	～略～ (提出資料の写しの交付等)
第33条 審査会は、第18条第2項、第30条第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。 <u>ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u>	第33条 審査会は、第18条第2項、第30条第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。 <u>_____</u> _____
2 審査請求人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)を求めることができる。 <u>この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u>	2 審査請求人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)を求めることができる。 <u>_____</u> _____
3・4 (略) <u>(加える)</u>	3・4 (略) 5 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料が次のいずれかに該当するときは、当該意見書又は資料の全部又は一部について、写しを送付しない若しくは閲覧を拒否することができる。 (1) 第三者の利益を害すると認められるとき。 (2) その他正当な理由があるとき。
第34条 (略) <u>(加える)</u>	第34条 (略) <u>(意見の提出)</u> 第34条の2 審査会は、第37条の規定により意見の求めがあつたとき、又は審査会の組織及び運営に関することについて町長から意見の求めがあつたときは、調査審議し、その意見を述べることができる。 ～略～ <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

○寒川町情報公開条例(改正後全文)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのつとり町民の知る権利を尊重して、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務を果たし、もつて町政に対する町民の信頼と理解を深め、公正で開かれた町政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(寒川町個人情報保護条例(平成11年寒川町条例第25号)第2条第1号に規定する電磁的記録をいう。)であつて、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、文書又は図面の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であつて、実施機関が定めるものを除く。

(2) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(平18条例1・平30条例3・一部改正)

(適正使用)

第3条 この条例の定めるところにより、公文書の公開を受けた者は、これによつて得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開を請求できる権利)

第4条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求することができる。

(実施機関の公開義務)

第5条 実施機関は、公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、当該公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として何人でも閲覧することができるとされている情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報であつて、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人

を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 本町の機関内部若しくは機関相互又は本町の機関と国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。)との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、町民の間に不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 本町の機関又は国等が行う事務又は事業(以下「事務事業」という。)に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本町又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ効率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ

れ

(5) 公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

(6) 法令等の規定により明らかに公開することができないとされている情報

(平17条例1・平19条例16・平27条例2・一部改正)

(部分公開)

第6条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非公開情報の部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度で合理的に分離できるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除き、当該公文書の公開をしなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の必要による公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(法令等の規定により明らかに公開することができないとされている情報を除く。)が記録されている場合であつても、当該情報を公開することが人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公益上必要があると認められるときは、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合に限り、当該公文

書の存否を明らかにしないことができる。

(公開請求の手続)

第9条 公開請求をしようとする者は、当該公開請求に係る公文書を管理している実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、当該請求に係る公文書が一般に公表することを目的として実施機関が作成した刊行物その他の実施機関が定める公文書であるときは、口頭により行うことができる。

- (1) 公開請求をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「請求者」という。)に対して、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定)

第10条 実施機関は、前条第1項本文の規定による公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から起算して15日以内(前条第2項に規定する補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。以下この条、第11条及び第12条において同じ。)に、当該公開請求に係る公文書の公開をする旨又はしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、同一の請求者から一時に大量の公開請求

がなされたことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれのあるときは、当該公開請求に係る公文書の一部の部分につき、前項に規定する期間内に第1項の決定をし、当該決定をした部分以外の部分については、同項の決定ができる日まで延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

4 第1項の場合において、公文書の公開をしない旨の決定(第6条の規定により公開の請求に係る公文書の一部について公開をしないこととする場合の当該公開をしない旨の決定を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

5 実施機関は、前条第1項ただし書に規定する公開請求があつたときは、速やかに当該公文書の公開をする旨の決定をするものとする。

第11条 実施機関は、第8条の規定により公文書の存否を明らかにしないときは、公開請求があつた日から起算して15日以内に、当該公文書の存否を明らかにしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。
(公文書の不存在の通知)

第12条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しないときは、公開請求があつた日から起算して15日以内に、請求者に当該公文書が存在しない旨を書面により通知しなければならない。

(第三者の保護)

第13条 実施機関は、第10条第1項及び第11条の規定による決定をする場合において、公開請求に係る公文書に国等及び請求者以外の者(以下この条、第16条第3項及び第4項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を第7条の規定により公

開しようとするときは、当該公文書の公開をする旨の決定(第6条の規定により公開請求に係る公文書の一部について公開をしないこととする場合の当該部分以外の部分の公開をする旨の決定を含む。以下「公開の決定」という。)をする前に当該第三者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開の決定をするときは、公開の決定日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に公開の決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平28条例5・一部改正)

(公文書の公開の方法)

第14条 公文書の公開は、文書又は図面については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定めるところにより行うものとする。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の公開をすることにより、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写し又は複写した物(以下「公文書の写し等」という。)により公文書の公開をることができる。

(平18条例1・一部改正)

(費用負担)

第15条 前条の規定による公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

- 2 請求者が公文書の写し等の交付を受ける場合における当該公文書の写し等の作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(平18条例1・一部改正)

第3章 審査請求

(平28条例5・改称)

(審理員の指名の適用除外)

第15条の2 公開決定等(第10条第1項若しくは第11条の決定又は第12条の通知をいう。

以下同じ。)又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法
(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平28条例5・追加)

(審査会への諮問)

第16条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく寒川町情報公開審査会(第17条第1項を除き、以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書(以下「参加人意見書」という。)において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し(反論書及び参加人意見書の写しにあつては、提出があつた場合に限る。)を添えなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出している第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- 4 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 公開の決定に対する第三者からの審査請求を却下又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更して行う公開の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平28条例5・一部改正)

第4章 情報公開審査会

(審査会)

- 第17条 前条第1項の審査請求について、実施機関の諮問に応じて審査するため、寒川町情報公開審査会を置く。
- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 審査会の委員は、情報公開制度に関する見識を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから町長が委嘱する。
- 4 審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の委員は、再任されることができる。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 審査会の会議は、非公開とする。

(平28条例5・一部改正)

(審査会の権限等)

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対してその提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 3 実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人等(審査請求人、参加人及び実施機関をいう。以下同じ。)に対して意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者に対してその知つてゐる事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、前項の規定による調査をさせ、又は第19条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聽かせることができる。
- 6 審査会は、前条第1項の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の事項について、実施機関に対し意見を述べることができる。
 - (1) 情報公開に関する事項であつて、審査を通じて、意見を述べる必要があると認めた事項
 - (2) 審査に関する事項
- 7 この条から第22条までの規定により審査会又は委員がした処分については、審査請求をすることができない。

(平22条例2・平28条例5・一部改正)

(口頭意見陳述)

第19条 審査会は、審査請求人及び参加人から申立てがあつたときは、当該申立てをした者(以下「申立人」という。)に口頭により意見を述べる機会を与えなければならぬ。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して、質問を発することができる。

(平28条例5・一部改正)

(意見書等の提出)

第20条 審査請求人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平28条例5・一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第21条 審査会は、第18条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。

- 2 審査請求人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁

的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの(開覧)を求めることができる。

- 3 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は第2項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料が次のいずれかに該当するときは、当該意見書又は資料の全部又は一部について、写しを送付しない若しくは閲覧を拒否することができる。
 - (1) 第三者の利益を害すると認められるとき。
 - (2) その他正当な理由があるとき。

(平28条例5・一部改正)

(答申書の送付等)

- 第22条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
- 2 審査会は、諮問に対する答申をする場合において、必要があると認めるときは、当該諮問をした実施機関に対し、当該答申に関連する情報公開に関する事項について必要な措置を講ずることを求めることができる。
 - 3 実施機関は、前項の規定による求めに応じ、措置を講じたときはその旨を、措置を講じないときはその旨及び理由を、遅滞なく、審査会に通知するものとする。

(平22条例2・平28条例5・一部改正)

(意見の提出)

第22条の2 審査会は、第25条の規定により意見の求めがあったとき、又は審査会の組織及び運営に関することについて町長から意見の求めがあったときは、調査審議し、

その意見を述べることができる。

(委任)

第23条 その他審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 情報公開制度運営審議会

(運営審議会)

第24条 情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、寒川町情報公開制度運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員7人以内で組織する。
- 4 審議会の委員は、町民及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。
- 5 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会の委員は、再任されることがある。

(審議会の権限)

第25条 審議会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者、実施機関の職員その他関係者に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

(委任)

第26条 その他審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雜則

(公文書の管理)

第27条 実施機関は、この条例に定める情報公開制度の的確な運用を図るよう、公文書の分類、保存、廃棄等公文書の管理を適切に行わなければならない。

(公文書目録の作成)

第28条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(適用除外)

第29条 この条例は、次に掲げる公文書の公開については、適用しない。

- (1) 他の法令等の規定により閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手続が定められている公文書
- (2) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、記録、図画等
- (3) 不特定多数の者に販売することを目的として発行される新聞、雑誌、書籍等
- (4) 町史編さんを目的として管理されている歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料

(出資法人等の責務等)

第30条 町が出資する法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、その管理する文書の公開に努めなければならない。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのつとり、その管理する公の施設の管理に関する業務に係る文書の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対しその管理する文書の公開について指導又は助言するよう努めなければならない。

(平17条例19・一部改正)

(運用状況の公表)

第31条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。

(情報の提供)

第32条 実施機関は、この条例の目的を達成するために、必要な情報を積極的に提供

するよう努めなければならない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第7章 罰則

(罰則)

第34条 第17条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(平22条例2・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成12年4月1日以降に作成し、又は取得した公文書

(2) 平成12年4月1日前に作成し、又は取得した公文書であつて、その目録が作成されたもの

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

3 この条例の施行の際最初に委嘱される審査会の委員及び審議会の委員の任期は、第17条第4項又は第24条第5項の規定にかかわらず当該委嘱の日から平成15年3月31日までとする。

附 則(平成17年3月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月27日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、施行日前に作成し、又は取得した電磁的記録については、データベース(論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)を除いて、適用しない。

附 則(平成19年10月23日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定並びに第33条の次に章名及び1条を加える改正規定は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 町長等(処分権限を有する町の機関をいう。以下同じ。)の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた町長等の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る町長等の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月22日条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定(同条第5号中「第2

項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える部分を除く。)、第6条及び第7条第1項第5号イの改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○寒川町個人情報保護条例(改正後全文)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護が重要であることに鑑み、本町の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もつて基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。

(平17条例20・平27条例15・平30条例3・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電磁的記録 電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。
- (2) 氏名、生年月日その他の記述等 文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。
- (3) 個人情報 個人に関する情報(個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。アにおいて同じ。)であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特

定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(4) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 要配慮個人情報 本人の次に掲げる事項のいずれかが含まれる個人情報をいう。

ア 思想、信条及び宗教

イ 人種及び民族

ウ 社会的身分

エ 病歴

オ 犯罪の経歴

カ 犯罪により害を被った事実

キ 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号)第4条で定める記述等

(7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(寒川町情報公開条例(平成11年条例第24号)第2条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

(8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月

日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができる
ように体系的に構成したもの

- (9) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定
する特定個人情報をいう。
- (10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26
条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をい
う。
- (11) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人
情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機
関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (12) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員
会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (13) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等
の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定す
る独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地
方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法
人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人を
いう。
- (14) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、
加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、
次に掲げる処理を除く。

ア 専ら文章を作成するための処理

イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理

ウ 製版その他の専ら印刷物を制作するための処理

エ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(平17条例20・平22条例3・平27条例15・平30条例3・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について町民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

(平27条例15・一部改正)

(事業者の責務等)

第4条 事業者は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する本町の施策に協力しなければならない。

2 町長は、事業者に対して個人情報の適正な取扱いについて指導又は助言することができる。

(平27条例15・一部改正)

(町民の役割)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることにより、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 実施機関等の義務

(平17条例20・改称)

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ寒川

町個人情報保護制度運営審議会(第36条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務又は事業(以下「事務事業」という。)の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(平17条例20・平30条例3・一部改正)

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称及び概要

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(3) 個人情報取扱事務を開始する年月日

(4) 個人情報記録から検索し得る個人の類型

(5) 前号の個人の類型ごとの次の事項

ア 個人情報を取り扱う目的

イ 個人情報の項目名及び要配慮個人情報を取り扱うときは、その根拠

ウ 個人情報の収集先及び収集の方法

エ 電子計算機処理の有無

オ 個人情報を利用する範囲、個人情報を提供するときは提供する範囲及び提供する個人情報の項目名並びに第10条第1項に規定するオンライン結合による提供の有無

2 前項の公文書には、次に掲げるものは含まない。

(1) 本町の機関又は国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行

政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの

(2) 本町の機関の職員(職員であつた者を含む。)の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの

(3) 一般に入手し得る刊行物等

3 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。

5 実施機関は、第3項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(平17条例20・平22条例3・平27条例15・平30条例3・一部改正)

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的達成のために必要な限度を超えないものとしなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき収集するとき。

- (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。
- (5) 本人から収集することにより、本町の機関又は国等の機関が行う当該事務事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は公正若しくは円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当の理由があることを審議会の意見を聴いた上で実施機関が認めて収集するとき。

- 4 実施機関は、前項第3号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。
- 5 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内部若しくは実施機関相互において利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利

用し、又は提供するとき。

- 2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当する場合において保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

(平22条例3・平27条例15・一部改正)

(保有特定個人情報の利用の制限)

- 第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平27条例15・追加)

(オンライン結合による提供)

- 第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が隨時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による保有個人情報の提供を行つてはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づき提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。

(平22条例3・平30条例3・一部改正)

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)について適正な維持管理を行わなければならぬ。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
- (2) 保有個人情報の漏えいを防止すること。
- (3) 保有個人情報の毀損、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。

2 実施機関は、保存する必要のなくなった保有個人情報を確實に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報管理責任者を定めるものとする。

(平22条例3・平27条例15・平30条例3・一部改正)

(職員の義務)

第12条 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しては

ならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平27条例15・一部改正)

(受託者等の責務)

第13条 実施機関から個人情報を取扱う業務を受託した者は、当該受託業務において、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平17条例20・全改)

(指定管理者等の責務)

第13条の2 個人情報の取扱いを伴う業務を行う指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、当該業務において、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平17条例20・追加)

第3章 開示、訂正及び利用停止の請求権

(平17条例20・改称)

(自己情報の開示請求権)

第14条 何人も、自己に関する保有個人情報(第7条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)の開示(保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を実施機関に対し請求することができる。

2 次の各号に掲げる者は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、前項の規定

による開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。

(1) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた者の代理人　自己に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人　自己に係る保有特定個人情報

3 実施機関は、開示の請求があつたときは、第19条に規定する方法により当該開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次項及び第5項において同じ。)の開示をしなければならない。

4 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示の請求に係る保有個人情報について開示をすることが次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報の開示をしないことができる。

(1) 開示の請求の対象となつた保有個人情報に開示の請求をした者(以下「請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であつて、請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を害することになると認められるとき。

(2) 開示の請求の対象となつた保有個人情報に法人等に関する記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であつて、請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を害することになると認められるとき。

(3) 開示の請求の対象となつた保有個人情報が個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であつて、請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(4) 開示の請求の対象となつた保有個人情報が本町の機関内部若しくは機関相互又は本町の機関と国等の機関との間における審議、検討、協議(以下この号において「審議等」という。)に関する情報であつて、請求者に開示をすることにより、当該審議等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(5) 開示の請求の対象となつた保有個人情報が本町の機関又は国等の機関が行う取締り、調査、交渉、争訟その他の事務事業に関する情報であつて、請求者に開示することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとき。

(6) 個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保のため、請求者に開示をしないことが必要と認められるとき。

(7) 開示の請求の対象となつた保有個人情報が法令等の定めるところにより明らかに本人に開示をすることができないとされているとき。

5 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に前項各号のいずれかに該当することにより開示をしないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とが併せて記録されている場合において、当該開示をしないことができる個人情報の部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、当該開示をしないことができる個人情報が記録されている部分を除き、当該保有個人情報の開示をしなければならない。

(平12条例2・平22条例3・平27条例15・一部改正)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第14条の2 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)が存在しているか否かを答えるだけで、前条第4項各号を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないことができる。

(平17条例20・追加、平22条例3・平27条例15・一部改正)

(開示の請求の手続)

第15条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示の請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 開示の請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る保有個人情報の本人であること又は代理権を有する者であることを確認するためには必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるとときは、請求者に対して相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平22条例3・平27条例15・一部改正)

(開示の請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、前条第1項及び第2項の規定による開示の請求があつたときは、当該開示の請求があつた日から起算して15日以内(前条第3項に規定する補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、当該開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を開示する旨又はしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該開示の請求があつた日から起算して30日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項の場合において、保有個人情報を開示しない旨の決定(第14条第5項の規定により開示の請求に係る保有個人情報の一部について開示しないこととする場合の当該開示をしない旨の決定を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければ

ならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(平22条例3・平27条例15・一部改正)

(保有個人情報の存否応答拒否及び不存在の通知)

第16条の2 実施機関は第14条の2の規定により保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の存否を明らかにしないときは、開示の請求があつた日から起算して15日以内に、当該保有個人情報の存否を明らかにしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報が存在しないときは、開示の請求があつた日から起算して15日以内に、請求者に当該保有個人情報が存在しない旨を書面により通知しなければならない。

(平17条例20・追加、平22条例3・平27条例15・一部改正)

(開示の請求の特例)

第17条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第15条第1項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示の請求があつたときは、速やかに当該保有個人情報を開示する旨の決定をし、第19条に規定する方法により開示をするものとする。

(平22条例3・一部改正)

(第三者の保護)

第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による決定をする場合において、開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)に国等及び請求者以外の者(以下この条、第28条第3項及び第4項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当

該第三者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、当該保有個人情報を開示する旨の決定(第14条第5項の規定により開示の請求に係る保有個人情報の一部について開示しないこととする場合の当該部分以外の部分の開示をする旨の決定を含む。以下「開示の決定」という。)をするときは、開示の決定日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平17条例20・平27条例15・平28条例5・一部改正)

(開示の方法)

- 第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の全部又は一部の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の開示をするものとする。

- 2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 公文書のうち文書又は図画に記録されている個人情報 当該公文書の閲覧又は写しの交付

(2) 公文書のうち電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法

- 3 実施機関は、保有個人情報の開示をする場合であつて、前項第1号に規定する方法によると、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該公文書を複写したもののが

覽により開示することができる。

4 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける際に実施機関が定める書類を提示しなければならない。

(平17条例20・平22条例3・平27条例15・一部改正)

(費用負担)

第20条 前条第2項及び第3項に規定する方法により開示するときは、当該開示に係る手数料は、無料とする。

2 開示の請求に係る公文書(前条第3項の規定により公文書を複写したものを含む。)の写し等の作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(平17条例20・一部改正)

(自己情報の訂正請求権)

第21条 何人も、自己に関する保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)について事実に誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を実施機関に対し請求することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正の請求」という。)について準用する。

(平22条例3・平27条例15・一部改正)

(訂正の請求の手続)

第22条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正の請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実に合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第15条第2項及び第3項の規定は、訂正の請求について準用する。

(平22条例3・平27条例15・一部改正)

(訂正の請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定は除く。)による訂正の請求があつたときは、当該訂正の請求があつた日から起算して30日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行つた上で当該訂正の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を訂正する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正の請求に係る保有個人情報の訂正をした上で訂正の請求をした者に訂正の内容及び訂正の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正しない旨の決定をしたときは、速やかに訂正の請求をした者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第16条第2項の規定は、訂正の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第1項」と、「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、「30日」とあるのは「60日」と読み替えるものとする。

(平22条例3・平27条例15・一部改正)

(情報提供等記録の提供先への通知)

第23条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号

法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平27条例15・追加、平30条例3・一部改正)

(自己情報の利用停止請求権)

第24条 何人も、自己に関する保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。

(1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき又は第9条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項又は第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(3) 第11条第2項の規定に違反して保存されているとき 当該保有個人情報の消去

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報

の提供の停止

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求について準用する。

(平17条例20・追加、平22条例3・平27条例15・平30条例3・一部改正)

(利用停止の請求の手続)

第25条 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止の請求に係る保有個人情報の内容
- (3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項及び第3項の規定は、利用停止の請求について準用する。

(平17条例20・追加、平22条例3・平27条例15・一部改正)

(保有個人情報の利用停止義務)

第26条 実施機関は、利用停止の請求があつた場合において、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該利用停止の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平17条例20・追加、平22条例3・平27条例15・一部改正)

(利用停止の請求に対する決定等)

第27条 実施機関は、第25条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定を除く。)による利用停止の請求があつたときは、当該利用停止の請求があつた日から起算して30日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行つた上で当該利用停止の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を利用停止する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により利用停止する旨の決定をしたときは、速やかに当該利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止をした上で利用停止の請求をした者にその旨及び利用停止の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により利用停止しない旨の決定をしたときは、速やかに利用停止の請求をした者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第16条第2項の規定は、利用停止の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第1項」と、「開示の請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「30日」とあるのは「60日」と読み替えるものとする。

(平17条例20・追加、平22条例3・平27条例15・一部改正)

第4章 審査請求

(平28条例5・改称)

(審理員の指名の適用除外)

第27条の2 開示決定等(第16条第1項、第23条第1項又は前条第1項の決定をいう。以下同じ。)又は開示請求等(第14条第1項、第21条第1項又は第24条第1項の請求をいう。以下同じ。)に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平28条例5・追加)

(審査会への諮問)

第28条 実施機関は、開示決定等又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく寒川町個人情報保護審査会(次条第1項を除き、以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書(以下「参加人意見書」という。)において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用を停止することとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し(反論書及び参加人意見書の写しにあつては、提出があつた場合に限る。)を添えなければならない。

3 第1項の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に諮問した旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示に反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

4 第18条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る保有個人情報を開示しない旨の決定を変更して行う開示の裁決(第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平17条例20・旧第24条繰下・一部改正、平22条例3・平27条例15・平28条例5・一部改正)

第5章 個人情報保護審査会

(審査会)

第29条 前条第1項の審査請求について、実施機関の諮問に応じて審査するため、寒川町個人情報保護審査会を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 審査会の委員は、個人情報保護制度に関する見識を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから町長が委嘱する。

4 審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会の委員は、再任されることができる。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 審査会の会議は、非公開とする。

(平17条例20・旧第25条繰下、平28条例5・一部改正)

(審査会の権限等)

第30条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して開示決定等に係る

公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対してその提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 3 実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人等(審査請求人、参加人及び実施機関をいう。以下同じ。)に対して意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者に対してその知つてゐる事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、前項の規定による調査をさせ、又は次条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聽かせることができる。
- 6 審査会は、前条第1項の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の事項について、実施機関に対し意見を述べることができる。
 - (1) 個人情報保護に関する事項であつて、審査を通じて、意見を述べる必要があると認めた事項
 - (2) 審査に関する事項
- 7 この条から第34条までの規定により審査会又は委員がした処分については、審査請求をすることができない。

(平17条例20・旧第26条繰下・一部改正、平22条例3・平28条例5・一部改正)

(口頭意見陳述)

第31条 審査会は、審査請求人又は参加人から申立てがあつたときは、当該申立てをした者(以下「申立人」という。)に口頭により意見を述べる機会を与えなければな

らない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して、質問を発することができる。

(平17条例20・旧第27条繰下、平28条例5・一部改正)

(意見書等の提出)

第32条 審査請求人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができる。

この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平17条例20・旧第28条繰下、平28条例5・一部改正)

(提出資料の写しの交付等)

第33条 審査会は、第18条第2項、第30条第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。

- 2 審査請求人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)の閲覧)を求めることができる。
- 3 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は第2項の規定による閲覧をさせようとするとときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料が次のいずれかに該当するときは、当該意見書又は資料の全部又は一部について、写しを送付しない若しくは閲覧を拒否することができる。

- (1) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (2) その他正当な理由があるとき。

(平17条例20・旧第29条繰下、平28条例5・一部改正)

(答申書の送付等)

第34条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

2 審査会は、諮問に対する答申をする場合において、必要があると認めるときは、当該諮問をした実施機関に対し、当該答申に関連する個人情報保護に関する事項について必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 実施機関は、前項の規定による求めに応じ、措置を講じたときはその旨を、措置を講じないときはその旨及び理由を、遅滞なく、審査会に通知するものとする。

(平17条例20・旧第30条繰下、平22条例3・平28条例5・一部改正)

(意見の提出)

第34条の2 審査会は、第37条の規定により意見の求めがあったとき、又は審査会の組織及び運営に関することについて町長から意見の求めがあったときは、調査審議し、その意見を述べることができる。

(委任)

第35条 その他審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例20・旧第31条繰下)

第6章 個人情報保護制度運営審議会

(運営審議会)

第36条 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、寒川町個人情報保護制度運営審議会を置く。

- 2 審議会は、この条例により付与された権限に属する事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員7人以内で組織する。
- 4 審議会の委員は、町民及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。
- 5 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会の委員は、再任されることができる。

(平17条例20・旧第32条繰下・一部改正、平22条例3・一部改正)

(審議会の権限)

第37条 審議会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者、実施機関の職員その他関係者に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

(平17条例20・旧第33条繰下・一部改正)

(委任)

第38条 その他審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例20・旧第34条繰下)

第7章 雜則

(平17条例20・旧第8章繰上)

(適用除外)

第39条 第2章から前章までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報、同条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報、同法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報並びに同法第29条第1項の規定により行政機関(同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。)が提供を受けた行政記録情報(同条第10項に規定する行政記録情報をいう。)に含まれる個人情報

(2) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、図画等に記録されている個人情報

(3) 町史編さんを目的として管理されている歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報

2 第14条から第20条まで及び第28条から第35条までの規定は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の公文書の写しの交付の手続が定められているときその他第19条第1項又は第2項に規定する方法による個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)の開示の手続が定められているときにおける個人情報の開示については、適用しない。

3 第21条から第23条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の訂正の手続が定められているときにおける個人情報の訂正については、適用しない。

4 第24条から第27条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の利用停止の手続が定められているときにおける個人情報の利用停止については、適用しない。

(平12条例30・一部改正、平17条例20・旧第37条繰下・一部改正・平21条例2・平27条例15・一部改正)

(出資法人の責務等)

第40条 町が出資する法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次項において同じ。)の取扱いに關し実施機関に準じた保護措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対してその保有する個人情報の取扱いについて指導又は助言するよう努めなければならない。

(平17条例20・旧第38条繰下、平27条例15・一部改正)

(運用状況の公表)

第41条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。

(平17条例20・旧第39条繰下)

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平17条例20・旧第40条繰下)

第8章 罰則

(平17条例20・追加)

(罰則)

第43条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 実施機関の職員又は職員であつた者
 - (2) 第13条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者
 - (3) 第13条の2第2項の業務に従事している者又は従事していた者
- 2 前項各号に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

3 第1項に規定する個人情報ファイル及び前項に規定する保有個人情報には、指定管理者が公の施設の管理に関する業務に関し取り扱うものを含む。

(平17条例20・追加、平22条例3・一部改正)

第44条 実施機関の職員が、その職務を濫用して専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(平17条例20・追加)

第45条 第29条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(平17条例20・追加)

第46条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

(平17条例20・追加、平22条例3・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第6条ただし書、第8条第3項第5号及び第4項ただし書並びに第9条第1項第4号及び第2項ただし書中審議会の意見を聴くことに関する部分並びに第32条から第34条までの規定は、同年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第7条第3項の規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

3 この条例の施行の際最初に委嘱される審査会の委員及び審議会の委員の任期は、第25条第4項又は第32条第5項の規定にかかわらず当該委嘱の日から平成15年3月31日までとする。

附 則(平成12年3月27日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月19日条例第30号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年9月27日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8章の規定は平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前にされた個人情報の開示及び訂正の請求、不服申し立て並びに是正の申出については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月27日条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年10月1日条例第15号)

この条例は、番号法施行の日(平成27年10月5日)から施行する。

附 則(平成28年3月22日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置の原則)

2 町長等(処分権限を有する町の機関をいう。以下同じ。)の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた町長等の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る町長等の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月22日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定(同条第5号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える部分を除く。)、第6条及び第7条第1項第5号イの改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定は、平成30年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 実施機関は、改正後の第6条の規定により寒川町個人情報保護制度運営審議会の意見を聴くこととされている事項については、この条例の施行の日前においても、同審議会の意見を聞くことができる。

(寒川町行政手続条例の一部改正)

3 寒川町行政手続条例(平成9年寒川町条例第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(寒川町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

4 寒川町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年寒川町条例第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(寒川町情報公開条例の一部改正)

5 寒川町情報公開条例(平成11年寒川町条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。